

松戸市火災予防条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（下線部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>目次</p> <p>第 1 章～第 5 章 （略）</p> <p>第 5 章の 2 屋外催しに係る防火管理（第 4 5 条の 2・第 4 5 条の 3）</p> <p>第 6 章 雑則（第 4 6 条—第 5 0 条）</p> <p>第 7 章 罰則（第 5 1 条・第 5 2 条）</p> <p>附則</p> <p>（喫煙等）</p> <p>第 2 5 条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 第 1 項の消防長又は消防署長が指定する場所（同項第 3 号に掲げる場所を除く。）を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める措置を講じなければならない。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>5～7 （略）</p> <p>（住宅用防災機器）</p> <p>第 3 1 条の 2 住宅（法第 9 条の 2 第 1 項に規定する住宅をいう。以下この章において同じ。）の関係者（住宅の所有者、管理者又は占有者をいう。）は、次条及び第 3 1 条の 4 に定める基準に従って、次の各号のいずれかの住宅用防災機器を設置し、及び維持しなければならない。</p> <p>(1)・(2) （略）</p>	<p>目次</p> <p>第 1 章～第 5 章 （略）</p> <p>第 5 章の 2 屋外催しに係る防火管理（第 4 5 条の 2・第 4 5 条の 3）</p> <p><u>第 5 章の 3 防火対象物の消防用設備等の状況の公表（第 4 5 条の 4）</u></p> <p>第 6 章 雑則（第 4 6 条—第 5 0 条）</p> <p>第 7 章 罰則（第 5 1 条・第 5 2 条）</p> <p>附則</p> <p>（喫煙等）</p> <p>第 2 5 条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 第 1 項の消防長又は消防署長が指定する場所（同項第 3 号に掲げる場所を除く。）を有する防火対象物の関係者（<u>所有者、管理者又は占有者をいう。以下同じ。</u>）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める措置を講じなければならない。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>5～7 （略）</p> <p>（住宅用防災機器）</p> <p>第 3 1 条の 2 住宅（法第 9 条の 2 第 1 項に規定する住宅をいう。以下この章において同じ。）の関係者は、次条及び第 3 1 条の 4 に定める基準に従って、次の各号のいずれかの住宅用防災機器を設置し、及び維持しなければならない。</p> <p>(1)・(2) （略）</p>

第5章の2 屋外催しに係る防火管理  
(略)

第5章の2 屋外催しに係る防火管理  
(略)

第5章の3 防火対象物の消防用設備等の状況の公表

第45条の4 消防長は、令別表第1に掲げる防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等(法第17条第1項に規定する消防用設備等をいう。)の状況が法、令、消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)又はこの条例の規定に違反する場合は、その旨を公表することができる。

2 消防長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。

3 第1項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続は、規則で定める。